

第29回（平成30年度）研究助成（若手枠）【募集要項】

1. 趣 旨

小児医学の発展を支援するため、小児医学研究者に対して研究助成を行う

2. 対象分野

小児疾患の原因究明・診断・治療・予防等に関する基礎医学的研究、臨床および社会医学的研究
ただし、日本国内の研究機関で行う研究に限る

3. 応募資格

次の要件をいずれも満たすものとする

(1) 以下の条件を満たす者が主任研究者または共同研究者に在ること

埼玉県内の高校を卒業し、または首都圏内に在住し、かつ日本国内の総合大学医学部、医科大学、
医学研究機関、医療機関等で小児医学研究に従事する者

(2) 申請者が40歳以下であること

※共同研究者の年齢は問わない

(3) 申請者が所属機関の推薦を受けていること

<大学の場合> 学長（総合大学は学部長）

<研究機関の場合> 代表責任者

※ただし同所属機関より、若手枠への応募は2名まで

4. 助成内容

(1) 助成金額：1件100万円を上限（10～15件交付予定）

(2) 助成金の使途：研究に要する物品の購入費用およびその研究の推進に必要な費用

※原則として間接経費は助成の対象にならない

※ただし、間接経費が必要な場合には、助成金とは別に支給はしないため、
交付希望額に含め、明細に記載すること

(3) 交付先：原則として、申請者を名義とする指定銀行口座

(4) 交付時期：6月下旬

5. 応募方法

当財団ホームページよりダウンロードした所定のフォーマットに記入し、当財団に1部送付する

※必ず第29回（平成30年度）用のフォーマットを使用し、印刷範囲を確認の上印刷すること

※原則として応募書類は返却しない

6. 応募先

〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町1-5 公益財団法人川野小児医学奨学財団 事務局 宛

7. 応募受付期間

平成29年9月1日～11月28日（当日消印有効）

8. 個人情報の取扱

別紙「個人情報の取扱に関する同意条項」に同意した上で、応募すること

9. 選考方法

選考委員会において選考し、理事会で正式に決定する

10. 採否の通知

平成30年3月中に応募者宛に選考結果を通知し、5月の理事会後に交付者に改めて正式通知する

11. 交付者の報告等の義務

(1) 平成31年5月31日までに、収支決算報告書および研究経過報告書を提出すること

(2) 本研究に関する内容を刊行物に掲載した場合は、「公益財団法人 川野小児医学奨学財団」

（英文の場合：“Kawano Masanori Memorial Public Interest Incorporated Foundation for
Promotion of Pediatrics”）の助成による旨を明らかにし、その別刷2部を当財団に提出すること

12. 問い合わせ先

公益財団法人川野小児医学奨学財団 事務局

電話：049-247-1717（平日10時～16時）／e-mail: info@kawanozaidan.or.jp

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条 個人情報の収集・保有・利用・提供について

応募者は、自己の個人情報の取扱いに関し、次の各項に定める内容に同意するものとします。

1. 当財団は、次の号に定める応募者の個人情報を必要な保護措置を講じた上で収集、保有、利用します。
 - ① 応募者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、職業・職種、学歴、職歴、研究テーマ等、応募のために当財団に提供した事項
2. 当財団は、応募者および助成金交付者の個人情報を次の各号を目的として利用します。
 - ① 研究助成の応募者の審査に関わる業務
 - ② 助成金交付者決定後の手続きや管理に関する業務
 - ③ 当財団パンフレット、ホームページ、広報誌、事業報告書等への助成金交付者の氏名、勤務先、研究テーマ、コメント等の掲示
 - ④ 研究成果発表会での助成金交付者の氏名、勤務先、研究テーマ、コメント等の公表
3. 当財団は、個人情報について、次の各号の場合を除き第三者に開示しないものとします。
 - ① 同条第2項記載の利用目的のために当財団が指定する委託先に対して開示が必要な場合。この場合、当財団が個人情報の保護措置を講じた上で開示いたします。
 - ② 個人情報の保護に関する法律に基づく場合
4. ご提出頂いた応募書類は、必要な作業が終了した時点で適切な方法により破棄処分いたします。このため、提出頂いた書類は返却いたしかねます。

第2条 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

1. 応募者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当財団が保有する自己に関する個人データに関し、開示、訂正・追加・削除（以下「訂正等」という）または利用停止・消去・第三者提供の停止等（以下「利用停止等」という）するよう請求することができます。
2. 同条第1項の定めにも関わらず、法令に基づき個人データの訂正等もしくは利用停止等が不必要な場合、または訂正等または利用停止等すべき個人データが特定することができない場合、当財団は応募者による訂正等または利用停止等請求に応じられないことがあります。

第3条 同意条項の変更

当財団は、法令に定める手続きおよび範囲で予告なく本同意条項の変更、改定または廃止（以下「変更等」という）を行う場合があります。なお、本同意条項の変更等は、ホームページにてお知らせし、その掲載をもって効力が生じるものとします。

第4条 個人情報に関するお問い合わせ先

公益財団法人 川野小児医学奨学財団 事務局

TEL : 049-247-1717

E-mail : info@kawanozaidan.or.jp